

# 「もしも」の事案に適切に対応するための 懲戒規定の運用と改定

懲戒規定には、「けん責・訓告・戒告・減給・出勤停止・諭旨解雇・懲戒解雇」など、事案に応じた処分があります。今回のセミナーでは、このような事案に適用すべきか、また、そのためにはどのような懲戒規定を整備し運用すべきかについて、弁護士・社会保険労務士がわかりやすく解説いたします。



**日時** 8月28日(水) 13:30~ 受付開始 \*名刺を受付にご提出お願いいたします。  
13:45~14:30 セミナー 15:25~16:15 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 16:15~ 個別相談会

**会場** 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室  
(大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル5階)

- JR 東西線「北新地駅」より徒歩 1分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2分
- JR 東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩 4分

**定員** 30名 (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。  
\*途中退席はご遠慮いただいております。



**お申込み方法** セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。\*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。

## セミナー内容

13:45 ~ 14:30  
セミナーⅠ

### 懲戒処分の7原則と裁判事例

懲戒処分の基本となる罪刑法定主義・適正手続きなどの7原則と懲戒処分で紛争になった事例を解説いたします。

**講師** 北見 洋 関西圏雇用労働相談センター相談員  
弁護士 (梅田シティ法律事務所)

14:40 ~ 15:25  
セミナーⅡ

### 懲戒処分の見直し手続きのポイント

懲戒処分規定の見直しをする際に留意すべきポイントや具体的な手続きについて解説いたします。

**講師** 鈴木 彦文 関西圏雇用労働相談センター相談員  
社会保険労務士 (すずき事務所)

15:25 ~ 16:15  
16:15 ~

グループ・コンサルティング

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

個別相談会

\*希望者のみ

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社労士が無料で相談に対応いたします。

参加  
無料

主催 関西圏雇用労働相談センター

**FAX**でのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様ご氏名		所属部署・役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

\*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(8月28日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働  
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

労務のイロハ  
**KECC**  
関西圏雇用労働相談センター

関西圏国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局  
**TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195**  
〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室  
**E-mail** info@kecc.jp **ホームページ** https://kecc.jp **KECC** **検索**  
**相談・お問合せ対応時間** 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから  
申込みもできます。

